第52回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報 (法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第16条の規定に基づき、第52回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(http://www.ccwest.co.jp)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

- (1) 事業報告の「会社の現況」のうち「業務の適正を確保するための体制」および「株式会社の支配に関する基本方針」 1~7頁
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」

8~17頁

(3) 計算書類の「個別注記表」

18~25頁



会社の現況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制(以下、内部 統制という。)の整備について、次のとおり定めております。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため の体制

当社およびグループ各社の役員・社員全員が法令・定款を遵守し社会的 規範に従った行動をとるため、コンプライアンス体制に係る規程を制定 するとともに、行動規範を策定する。特に反社会的勢力および団体に対し ては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、コンプライアンス体制 の徹底をはかるため、当社にCSRに関する担当部門を設置し、当該部門 においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、当該 部門を中心に役員・社員の教育等を行う。また、内部監査に関する担当 部門は、CSRに関する担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況 を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告 されるものとする。法令上疑義がある行為等について当社およびグループ 各社の役員・社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設け、 運営する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項 文書管理規定を制定し、これに従い、取締役の職務執行に係る情報を 文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、CSRに関する担当部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、役員・社員が共有するグループの目標および基本的な権限 分配を定め、代表取締役はその目標達成のためにグループ各社・各部門の 具体的目標ならびにグループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を 含めた効率的な達成の方法を定める。
- e. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

当社にグループ全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

f. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する 事項

監査役は、内部監査に関する担当部門に所属する社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役がその補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員に関する体制を構築するものとする。

g. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会 への報告に関する体制

取締役は、当社およびグループ各社の役員・社員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

h. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における基本方針の内容は以下のとおりです。なお、当社は、平成22年2月3日開催の当社取締役会において、基本方針を新たに決定し、その内容を公表しております。

a. 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社グループの支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、②「いつでもどこでも誰にでも、高品質で安心して飲んでいただける商品」をお届けできるように品質安全性に対してこだわりと情熱を持って積極的に取り組んでいくこと、③お客さま・お得意さまの満足を徹底して追求していこうとする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らの働きがいと生活を大切にすること、④豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま、お得意さま、株主のみなさま、社員との信頼関係を維持し、彼らの期待に応えていきながら、中長期的な視点に立って当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社グループの企業価値ひいては 株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社グループ の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この ような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をする ことにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する 必要があると考えております。

b. 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み (概要)

当社グループは、すべての価値基準を「お客さま基点」として、常に競合を上回る価値を提供し続けることにより、10年、20年、30年と成長・発展し続けるため、中期経営計画「W'ing」(2007~2009年)に取り組んでまいりました。この中期経営計画において3ヵ年で達成すべきグループビジョンは、「社員と会社の強い信頼関係」のもと「『お客さま基点』への変革」を徹底し、競合を圧倒的に上回る成長と確固たる収益基盤の確立を実現し、名実ともにコカ・コーラシステムの変革をリードする「世界のリーディングボトラー」に進化することと定めております。

当社グループは、この中期経営計画において、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社と、これまで以上に戦略的パートナーシップを強化し、競合を圧倒的に上回る成長と確固たる収益基盤の確立を実現し、「世界のリーディングボトラー」に進化すべく、経営体制の統合・整備に取り組むとともに、拡大と効率化を追求し、継続的な当社グループの企業価値の増大を目指してまいりました。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、平成11年3月に取締役会の改革および執行役員制度の導入を行っており、意思決定および経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、平成18年3月に経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とするなどの施策を実施しております。

また当社の特徴として、平成18年7月に経営の効率性および透明性を向上させ、企業価値を増大させることを目的に、有識経験者から取締役・監査役候補者に関する事項、役員の報酬等に関する事項ならびにグループの経営全般における重要戦略等につき適切なアドバイスを受けるための経営諮問委員会を設置しております。さらに当社は現在、取締役10名中2名が社外取締役、監査役5名中3名が社外監査役であり、取締役会において、取締役の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、第三者の立場からの適切なアドバイスを適宜受けております。また、取締役および監査役が、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議にも参加し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、弁護士および会計監査人に適宜、助言を仰ぐ体制を敷いております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の 決定が支配されることを防止するための取組み(概要)

当社は、平成20年3月25日開催の第50回定時株主総会において株主の みなさまの承認を受け、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」 (以下「旧プラン」といいます。) を導入いたしました。旧プランの 概要は以下のとおりです。なお、旧プランの有効期間は、本定時株主 総会の終結の時までとされておりますが、旧プランの有効期間満了に 先立ち、当社は、平成22年2月3日開催の当社取締役会において、 本定時株主総会において株主のみなさまのご承認を頂くことを条件に、 当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上のため、基本方針に照ら して不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組みとして、新たな当社株式の大量買付 行為に関する対応策(買収防衛策)を導入することとし、その内容を 公表しております。旧プランは、当社が発行者である株券等について、 ①保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または②公開 買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等 所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下「買付等」と総称 します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じる べきか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保 したり、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とするもので あります。また、上記基本方針に反し、当社グループの企業価値ひいて は株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業 価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており ます。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る 買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および旧プランを遵守 する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者 等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに 対する代替案(もしあれば)が、独立社外者(現時点においては当社 経営陣から独立した社外の有識者4名)から構成される企業価値評価 委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値評価 委員会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認 会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言 を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した 代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

企業価値評価委員会は、買付者等が旧プランに規定する手続きを遵守 しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・ 交渉等の結果、当該買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同 の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合 など旧プランに定める要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当て を実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価委員会 規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施 することを勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使 が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から 当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項 が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、当社 株式1株を取得することができます。当社取締役会は、企業価値評価 委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または 不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を 行った場合速やかに、当該決議の概要その他企業価値評価委員会が適切 と判断する事項について、情報開示を行います。

旧プランの有効期間は、第50回定時株主総会後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり ます。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会 により旧プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、旧プランは その時点で廃止されることになります。

旧プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、旧プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主のみなさまが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

なお、旧プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttp://www.ccwest.co.jp/news/report.php? year=2008) に掲載している平成20年2月7日付プレスリリースをご覧ください。

c. 具体的取り組みに対する当社取締役の判断およびその理由

前記 b. (a)の取り組みは、当社グループの企業価値ひいては 株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として 策定されたものであり、まさに当社グループの基本方針に沿うものであり ます。

また、旧プランは、前記 b. (b) に記載のとおり、企業価値ひいては 株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、 当社グループの基本方針に沿うものであります。特に、旧プランは、 株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的 な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって 構成される企業価値評価委員会が設置され、旧プランの発動に際しては 必ず企業価値評価委員会の判断を経ることが必要とされていること、 企業価値評価委員会は当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・ アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を 含みます。)を利用することができるとされていること、有効期間が最長 約2年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされている ことなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては 株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を 目的とするものではありません。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 14社

平成21年1月1日付で当社が、当社の連結子会社3社を吸収合併したこと、および自動販売機のオペレーション業務を担当する連結子会社2社が合併したこと、ならびに平成21年4月1日付で不動産事業を営む連結子会社と、保険代理業を営む連結子会社が合併したことに伴い、連結子会社の数は5社減少しております。

一方、前連結会計年度末にて非連結子会社であった中国ピアノ運送株式会社が、平成21年1月1日付でその他の非連結子会社5社を吸収合併し重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、平成21年9月30日付で株式を取得し非連結子会社とした株式会社 ウエックスおよびその関係会社が、平成21年12月25日付で合併し重要性が 増したため、当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。

さらに、平成22年1月1日付で予定しております販売機能を担う連結子会社の再編の一環として、平成21年11月25日付でコカ・コーラウエストリテールサービス株式会社を新設し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- (2) 主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称については、「事業報告 1.企業集団の現況
 - (7) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 3社
 - (2) 主要な持分法適用の関連会社の名称 南九州コカ・コーラボトリング株式会社
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - a. 有価証券
 - (a) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。

(b) その他有価証券

時価のあるもの: 当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評

価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの:主として移動平均法による原価法を採用しておりま す。

b. たな知資産

(a) 商品、製品、仕掛品および原材料

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

(b) 貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性 の低下に基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (a) 販売機器

定額法によっており、主な耐用年数は5~6年であります。

(b) 販売機器以外

定率法によっており、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~60年

機械装置及び運搬具 3~20年

b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)について は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており ます。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込み額を計上しております。

b. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により 按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとして おります。

c. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに充てるため、一部の連結子会社におきまして は内規に基づく当連結会計年度末の必要見込み相当額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - a. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
 - b. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- 5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項 連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用して おります。
- 6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項 のれんおよび負ののれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間(計上後20年以内)で均等償却することとしております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記)

1. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

たな卸資産の評価については、従来、製品および仕掛品については主として 総平均法による原価法、商品および原材料については主として総平均法による 低価法、貯蔵品については主として移動平均法による低価法によりそれぞれ 算定しておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度より、 商品、製品、仕掛品および原材料については主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に、 貯蔵品については主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額に ついては収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)によりそれぞれ算定して おります。

これにより、従来と同一の方法によった場合と比較して、当連結会計年度における営業利益、経常利益はそれぞれ328百万円減少し、税金等調整前当期 純損失は同額増加しております。

2. 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日企業会計審議会第一部会) 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日日本公認会計士協会会計制度委員会) 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これにより、従来と同一の方法によった場合と比較して、当連結会計年度における営業利益は237百万円増加し、経常利益は30百万円減少し、税金等調整前当期純損失は83百万円増加しております。また、リース資産が4,605百万円、リース債務(流動・固定)が4,696百万円増加しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ11,979百万円、0百万円、658百万円であります。

- 11 -

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 248,193百万円

2. 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換目をもって決済処理しております。当連結会計 年度末日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次のとおり 含まれております。

受取手形及び売掛金

15百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

巾	株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
	普通株式	111,125千株	_	_	111,125千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年 3月24日 定時株主総会	普通株式	2,199百万円	22円	平成20年 12月31日	平成21年 3月25日
平成21年 7月29日 取締役会	普通株式	2,099百万円	21円	平成21年 6月30日	平成21年 9月1日

(2) 基準目が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生目が当連結 会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 3月25日 定時株主 総会	普通株式	2,099百万円	利益剰余金	21円	平成21年 12月31日	平成22年 3月26日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却額 退職給付引当金

繰越欠損金 減損損失

その他繰延税金資産小計

評価性引当額

繰延税金資産合計

繰延税金負債

圧縮記帳積立金

土地評価差額前払年金費用

退職給付信託設定益

その他

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

3,582百万円

2,245百万円

3,006百万円

1,642百万円

5,159百万円

15,635百万円 △ 2,212百万円

13,423百万円

△ 1,470百万円

△ 2,135百万円

△ 4,704百万円

△ 1,749百万円

△ 883百万円△ 10,943百万円

2,479百万円

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度および退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度および前払退職金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

企業年金基金制度は、当社(旧コカ・コーラウエストジャパン株式会社)他5社にて構成する連合型の企業年金基金であり、年金給付額の計算は、職責に応じて退職金ポイントを付与するポイント制を採用しております。また、適格退職年金制度は、当社(旧三笠コカ・コーラボトリング株式会社)他2社にて設けており、確定拠出年金制度および前払退職金制度は、当社(旧近畿コカ・コーラボトリング株式会社)他5社にて設けております。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務		39,076百万円
年金資産		35,532百万円
前払年金費用	\triangle	11,606百万円
退職給付引当金		5,512百万円
未認識数理計算上の差異		9,638百万円

- (注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
- 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用		4,073百万円
勤務費用		1,766百万円
利息費用		1,001百万円
期待運用収益	\triangle	1,060百万円
数理計算上の差異の費用処理額		1,819百万円
その他		546百万円

- (注) 1. 勤務費用は、簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用を含んでおります。
 - 2. その他は、確定拠出年金への掛金および従業員への前払退職金の支払額等であります。
 - 3. 上記のほか、当連結会計年度においては、早期退職支援制度に基づく早期退職 支援金617百万円を特別損失に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率 2.5% 期待運用収益率 2.5% ~3.0%

退職給付見込み額の期間配分方法 期間定額基準

数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から主として10年

(固定資産の減損に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	拠点数	種類	減損損失
20194	/11/25	1/2/11/3/	三大大	(百万円)
			土地	2, 602
近畿	工場、物流拠点等	3	建物及び構築物	1, 048
			その他	150
			土地	770
中国	販売拠点等	7	建物及び構築物	390
			その他	4
九州	販売拠点等	·	土地	999
			建物及び構築物	125

当社グループは、事業用資産を継続的に収支の把握を行っている管理会計上の 事業単位である飲料事業、その他の事業にグルーピングしております。さらに、 飲料事業については販売用資産、製造用資産でグルーピングし、その他の事業に ついては原則として会社単位でグルーピングしております。また、賃貸資産 および遊休資産については、それぞれの個別物件をグルーピングの最小単位と して減損の兆候を判定しております。

当連結会計年度においては、飲料事業における今後の販売・物流拠点再編の方向性を決定したことに伴い、事業用途としての利用が見込めない拠点の固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、地価等が下落している遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定 しております。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

- 1. 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後の 名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業等の名称および事業の内容

結合当事企業

名称 コカ・コーラウエストホールディングス株式会社

事業内容 飲料・食品の製造・販売

被結合当事企業

名称 コカ・コーラウエストジャパン株式会社

事業内容 飲料・食品の販売

名称 近畿コカ・コーラボトリング株式会社

事業内容 飲料・食品の販売

名称 三笠コカ・コーラボトリング株式会社

事業内容 飲料・食品の販売

(2) 企業結合の法的形式、企業結合後の名称

コカ・コーラウエストホールディングス株式会社を存続会社、 コカ・コーラウエストジャパン株式会社、近畿コカ・コーラボトリング株式 会社および三笠コカ・コーラボトリング株式会社を消滅会社とする吸収合併 であり、結合後の名称はコカ・コーラウエスト株式会社となっております。 なお、合併による新株式の発行および金銭等の交付は行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、平成18年7月にコカ・コーラウエストジャパン株式会社と近畿コカ・コーラボトリング株式会社との経営統合により、コカ・コーラウエストホールディングス株式会社として発足いたしました。

発足後、当社グループは、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本 コカ・コーラ株式会社との協働をより一層強化するとともに、サービス品質 の向上による経営基盤の強化や業務の仕組みの効率化に努めてまいりま した。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境が一層厳しくなる中で、経営統合効果を更に創出し、継続して企業価値を増大させていくために、経営基盤および営業力の強化をより一層推し進めることを目的として、当社と営業機能を担う子会社であるコカ・コーラウエストジャパン株式会社、近畿コカ・コーラボトリング株式会社および三笠コカ・コーラボトリング株式会社との合併を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産 2,227円96銭 1 株当たり当期純損失 △75円96銭

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
 - (2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (3) その他有価証券

時価のあるもの: 当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)を採用しております。

時価のないもの: 主として移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 商品、製品、仕掛品および原材料 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価の切下げの方法)を採用しております。
 - (2) 貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - a. 販売機器 定額法によっており、主な耐用年数は5~6年であります。
 - b. 販売機器以外定率法によっており、主な耐用年数は次のとおりであります。建物 3~50年

機械及び装置 3~20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており ます。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 および年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると 認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間(計上後20年以内)で均等償却することとしております。

- 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更に関する注記)

1. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

たな卸資産の評価については、従来、製品および仕掛品については総平均法による原価法、商品および原材料については総平均法による低価法、貯蔵品については移動平均法による低価法によりそれぞれ算定しておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、当事業年度より、商品、製品、仕掛品および原材料については総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に、貯蔵品については移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)によりそれぞれ算定しております。

これにより、従来と同一の方法によった場合と比較して、当事業年度における営業損失、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ328百万円増加しております。

2. 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会) 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 日本公認会計士協会会計制度委員会) 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これにより、従来と同一の方法によった場合と比較して、当事業年度における営業損失は197百万円減少し、経常損失は37百万円増加し、税引前当期純損失は51百万円増加しております。また、リース資産が3,627百万円、リース債務(流動・固定)が3,680百万円増加しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する 内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、 前事業年度まで「その他」に含めておりました「仕掛品」および「原材料 及び貯蔵品」は、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「仕掛品」は0百万円、「原材料及び貯蔵品」は40百万円であります。

- 2. 前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「未収法人税等」(当事業年度は140百万円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- 3. 固定資産の「長期前払費用」は、前事業年度まで「その他」に含めて表示して おりましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して おります。

なお、前事業年度の「長期前払費用」は62百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

200,501百万円

2. 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。当事業年度末 日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次のとおり含まれて おります。

受取手形

13百万円

3. 関係会社に対する金銭債権主たは金銭債務(貸借対照表に区分掲記したもの を除く)

短期金銭債権 短期金銭債務 長期金銭債権 長期金銭債務

3.735百万円 10.341百万円 31百万円 143百万円

24.576百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高(損益計算書に区分掲記したものを除く)

売上高 仕入高及び委託加工費等 38.448百万円 販売費及び一般管理費 34.381百万円

その他(営業取引以外) 3.177百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数	株式数	株式数	株式数
普通株式	11,148千株	3千株	1千株	11,150千株

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 自己株式の普通株式の減少1千株は、単元未満株式の買増しによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却額 3,218百万円 退職給付引当金 1,640百万円 減損損失 1,467百万円 繰越欠損金 2,679百万円 その他 5,313百万円 繰延税金資産小計 14.319百万円 評価性引当額 △2,674百万円 繰延税金資産合計 11,645百万円 繰延税金負債 圧縮記帳積立金 △ 959百万円

 圧縮記帳積立金
 △ 959百万円

 土地評価差額
 △2,047百万円

 前払年金費用
 △4,305百万円

 退職給付信託設定益
 △1,749百万円

 その他
 △ 798百万円

 繰延税金負債合計
 △9,859百万円

 繰延税金資産の純額
 1,785百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

						関係	内宏				
属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(非 所有)割合(%)		事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コカ・コー ラウエスト	福岡県	22	自動販売機関	所有	兼任	自動販売機の	販売機器 の修理・ 設置費等	7, 952	未払金	2, 091
下本社	販売機器サ ービス㈱	古賀市	22	連事業	100.0%	1名	修理等	自動販売 機の転倒 防止対策	2, 229	水仏並	2,091

⁽注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度 および退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金 制度および前払退職金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して 割増退職金を支払う場合があります。

企業年金基金制度は、当社(旧コカ・コーラウエストジャパン株式会社) 他 5 社にて構成する連合型の企業年金基金であり、年金給付額の計算は、職責 に応じて退職金ポイントを付与するポイント制を採用しております。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務 33,318百万円 年金資産 30.808百万円 前払年金費用 △ 10,656百万円 退職給付引当金 4.059百万円 未認識数理計算上の差異 9.106百万円

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用 3.033百万円 勤務費用 985百万円 利息費用 871百万円 期待運用収益 935百万円 \wedge 数理計算上の差異の費用処理額 1,716百万円 その他 396百万円

- (注) 1. その他は、確定拠出年金への掛金および従業員への前払退職金の支払額等であり
 - 2. 上記のほか、当事業年度においては、早期退職支援制度に基づく早期退職支援金 360百万円を特別損失に計上しております。
- 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率 2.5% $2.5\% \sim 3.0\%$ 期待運用収益率 期間定額基準 退職給付見込み額の期間配分方法 数理計算上の差異の処理年数 翌事業年度から主として10年

(固定資産の減損に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

	40 / 6 / 6)			
	地域	用途	拠点数	種類	減損損失
	地域	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		1里規	(百万円)
				土地	2, 602
	近畿	工場、物流拠点等	3	建物及び構築物	1,036
				その他	149
				土地	607
	中国	販売拠点等	5	建物及び構築物	328
				その他	1
	九州	販売拠点等	5	土地	944
				建物及び構築物	107

当社は、事業用資産を継続的に収支の把握を行っている販売用資産、製造用 資産にグルーピングしており、また、賃貸資産および遊休資産については、 それぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損の兆候を判定しており ます。

当事業年度においては、飲料事業における今後の販売・物流拠点再編の方向性を決定したことに伴い、事業用途としての利用が見込めない拠点の固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、地価等が下落している遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

(企業結合等に関する注記)

概要につきましては、「連結注記表(企業結合等に関する注記)」に記載の とおりであります。

なお、当社によるコカ・コーラウエストジャパン株式会社、近畿コカ・コーラボトリング株式会社および三笠コカ・コーラボトリング株式会社の吸収合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当社が吸収合併消滅会社から受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が合併直前に保有していた吸収合併消滅会社株式との差額である「抱合せ株式消滅差損」3,911百万円は、前事業年度において、「投資損失引当金」を計上していたため、当事業年度における損益への影響はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産 2,178円24銭

1株当たり当期純損失 △75円93銭

以上